



令和3年3月16日

議長 河合 馨 様

提出者 宇野 真悟

賛成者 倉田 賢一郎

同 堂本 啓祐

議案の提出について

下記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

記

市議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

未だ、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、議会としても市民の安心安全に資するために報酬の減額を継続するものである。